答 申 書

(答申第123号)

令和4年10月6日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県知事(以下「実施機関」という。)が公文書非公開決定をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和3年4月6日付けで、福井県情報公開条例(平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。)第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

県立若狭歴史博物館から美浜町教育委員会宛てに県所有遺物についての移管手続きに 関する文書が発行されている(令和3年2月16日付若博第35号)。

交渉が(経緯をすべて認識している私どもを排除して)二者間でのみ行われたことから、文書交換に至る内実が不透明である。2月19日付公文書公開請求書に明記したとおり、本事案に関する一切の資料を請求します。

具体的には、

- ①二者間で行われた会談での「応接録」
- ②二者間で交換した「メールをプリントアウトした全文書」
- ③二者間での覚書

2 実施機関の決定

実施機関は、令和3年4月20日付け若博第130号により、次のとおり公文書非公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

(1) 公文書の名称

「応接録」、「二者間で交換したメールをプリントアウトした全文書」および「覚書」

(2) 公開しない理由

公開請求に係る公文書が存在しないため

3 審査請求

審査請求人は、令和3年7月19日、本件処分について、対象公文書が存在すること は明らかであるとして、対象公文書のすべてを公開することを求めて、実施機関に対し て審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、令和4年1月11日付け文第459号で、条例第18条第1項の規定に基づき、当審査会に対して、諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、対象公文書のすべてを公開することである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書および令和4年2月3日付け意見書、口頭意見陳述で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 二者間(若狭歴史博物館(以下「若博」という。)と美浜町教育委員会(以下「美浜町教委」という。))で行われた会談での「応接録」について

審査請求人との会談の時すら、若博の館員は応接録を取っていた。

県においても応接録を取ることが義務あるいは常識となっていると考える。

美浜町教委も会談があった場合には応接録を作成しているようであり、若博と美浜 町教委で行われた会談の場で、県が記録を取らなかったとは考えにくい。

(2) 二者間で交換した「メールをプリントアウトした全文書」について

若博の管理職X(当時)が、審査請求人との会談において、覚書成案に向けてメール交換している旨言及している。

管理職Xが使用していたパソコンに美浜町教委との膨大な量の交換記録が 残されていることを、審査請求人は会談時に確認している。

文書の存在を確認できなかったとすれば、パソコンを後任者に渡す段階で初期化したことにより文書が消去されたものだと考えられる。

(3) 二者間での覚書について

管理職Xが、審査請求人とのメールおよび会談において遺物の返還にあたり覚書またはそれに準じた書類を作成中である旨言及している。

美浜町Zが覚書を作成したと発言している。

(4) その他の主張について

美浜町教委によるこれまでの遺物の取扱いが「文化財保護法」に抵触することから、若博は主管課に相談すべきではなかったのか。

また、県所有遺物の返還手続きについて、経緯を認識している考古学研究会を排除して行ったことは正当だったのか。

管理職Xの審査請求人に対する対応は、公務員の信用失墜行為であり、主管課は管理職Xに聞き取りをして審査請求人に何らかの対応をすべき。

第4 実施機関の説明

実施機関の弁明書および当審査会が行った実施機関による口頭意見陳述で確認した本件 処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 公文書の特定について

(1) 二者間(若博と美浜町教委)で行われた会談での「応接録」について

美浜町教委との会談に同席したのは、管理職Xのほか現職の館員1名のみであり、 管理職Xには聞き取りを行っていないが、同席した館員には聞き取りを行った。その 結果、応接録をとっていた事実は確認できなかった。

応接録を作成しなかったのは、美浜町教委の職員が事前連絡なしで来館しており、 特に応接録を残す必要がある内容ではなかったためである。

管理職Xが後任者である管理職Yに引継ぎをしたときには、応接録の存在について 言及がなかった。

若博の職員が所属の共有サーバー、紙ファイル、管理職Xのパソコン内、公用USBを隈なく調査したが、応接録の存在を確認できなかった。

(2) 二者間で交換した「メールをプリントアウトした全文書」について 管理職Xが管理職Yに引継ぎをしたときには、メールの存在について言及がなかっ た。

若博の職員が所属の共有サーバー、紙ファイル、管理職Xのパソコン内、公用USBを隈なく調査したが、メールの存在を確認できなかった。

(3) 二者間での覚書について

若博の職員が所属の共有サーバーや紙ファイル、管理職Xのパソコン内、公用USBを隈なく調査した結果、覚書の存在を確認できなかった。

公文書が存在しないため、覚書の締結はなかったものと認識している。

管理職Xが管理職Yに引継ぎしたときには、覚書の締結について言及はなかった。

若博の管理運営規則に資料の寄贈・寄託に関する手続きが定められており、遺物移管の際には、これに準ずるかたちで移管する遺物の名称・数量・移管日を明記し、必要に応じて写真を添付した文書を作成しているが、覚書のようなものは作成せず、必要なものではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断した。

1 本件処分について

実施機関は、審査請求人の公文書公開請求に対し、公開請求に係る公文書は存在しないとして、非公開決定を行っている。

これに対して、審査請求人は、対象公文書が存在することは明らかであるとして、対象公文書のすべてを公開することを求めていることから、以下、対象公文書の特定、すなわち、その有無について検討する。

2 公文書の特定について

実施機関によると、共有サーバー、紙ファイル、管理職Xのパソコン内、公用USBを確認した結果、審査請求人が請求するいずれの文書についてもその存在を確認できなかったとのことであるが、当審査会は、実施機関による口頭意見陳述を実施し、公文書の存在を示唆する事情がないか確認を行った。

二者間で行われた会談での「応接録」の存在について、審査請求人は、審査請求人がこれまでに会談した県職員や美浜町教委の職員が応接録を作成していたことから、美浜町教委と若博の会談において若博館員が応接録を作成していなかったとは考えにくいと主張する。

これに対して、実施機関は、美浜町教委の職員が事前の連絡なく来館したこと、特に応接録を残す必要がある内容ではなかったことから応接録を作成しなかった。また、当該会談に同席した管理職Xが管理職Yに応接録の存在について引継ぎをすることもなかったと説明する。

二者間で交換した「メールをプリントアウトした全文書」の存在について、審査請求人は、審査請求人が管理職Xと会談したときに、管理職Xが美浜町教委とメールを交換している旨言及しており、審査請求人自身も管理職Xのパソコン内に交換記録が残されていることを確認したと主張する。そして、メールの存在を確認できなかったとすれば、パソコンを後任者に渡す段階で初期化したことにより消去されたものだと考えられると主張する。

これに対して、実施機関は、管理職Xが管理職Yにメールの存在について引継ぎをすることはなかったと説明する。

二者間での覚書の存在について、審査請求人は、管理職Xが、審査請求人とのメールおよび会談において遺物の返還にあたり覚書またはそれに準じた書類を作成中である旨言及しており、美浜町Zも覚書を作成したと発言していると主張する。

これに対して、実施機関は、遺物の移管の際には、若博の管理運営規則上の資料の寄贈・寄託に関する手続きに準じ、遺物の名称・数量・移管日を明記した文書を相手方と交わすが、覚書のようなものは作成せず、管理職Xが管理職Yに覚書の存在について引継ぎをすることもなかったと説明する。

これら審査請求人および実施機関の主張・説明を踏まえ、当審査会は次のとおり判断する。

実施機関は、公文書の特定にあたり、通常、組織的に文書等を管理していると考えられる場所を確認しており、その確認方法について特に問題は認められない。また、当時の会談状況や文書の性質、担当者間の引継ぎの状況に照らし、公文書が存在しないとする説明についても特段不合理であるとまでは言えない。

なお、実施機関と審査請求人のやりとりの中で実施機関の職員が個人的なメモ等を作成した可能性はあるが、それらは実施機関が業務上の必要から組織として管理している 状態にあるものとは言えず、条例第2条第2項の公文書にはあたらない。

3 実施機関の行った本件処分について

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当であると判断した。

なお、審査請求人は、考古学研究会の会員として移管対象の遺物が出土した遺跡調査に参加し、また大学で講師を務めるなど、当該遺物はもとより考古学について専門的な知見を有する人物であり、本件審査請求において、遺物の管理や取扱いなど本件処分の妥当性以外の事項についても強く主張している。

審査請求人のそれらの主張は、当審査会の審査対象にならないため、上記判断を左右するものではなく、その当否を論じることもできないが、審査請求人は、遺物の管理等に関する自身の主張について、実施機関から納得できるだけの対応が得られていないため、今回の審査請求に至った側面があると思われる。

実施機関からは、口頭意見陳述において、今後、文化財行政を進めていくにあたり、審査請求人への丁寧な対応に努めたいとする姿勢が示されているところであり、今後、両者で十分に話合いが行われることを期待する。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審査の経過
令和 4年 1月11日	・諮問書の受理
令和 4年 3月24日	・審議(第1回)
令和 4年 5月26日	・審査請求人および実施機関による口頭意見陳述 ・審議 (第2回)
令和 4年 7月13日	・審議 (第3回)
令和 4年 9月 9日	・審議 (第4回)
令和 4年10月 6日	・答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備考
内 川 毅 彦	会 長
島 嵜 正 行	
髙 野 ますみ	
森 口 功 一	会長職務代理者
山 﨑 祐美子	